

CFP講座

無料公開セミナー

CFP[®]試験

試験傾向徹底分析

～ CFP試験の出題傾向と勉強方法～

2010年
11月試験対策



CFP[®]、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER[®]、サーティファイド ファイナンシャル プランナー[®]は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

1. CFP試験を知る

(1) 日程

CFP試験は、毎年2回（6月と11月の第2・第3日曜日）に実施されます。

AFP試験（2級FP技能検定）とは異なり、2日間による6分野の課目別試験で、課目ごとに合格が認められます。

第1日目：平成22年11月14日（日）	
金融資産運用設計	9：30～11：30
不動産運用設計	12：30～14：30
ライフプランニング・リタイアメントプランニング	15：30～17：30

第2日目：平成22年11月21日（日）	
リスクと保険	9：30～11：30
タックスプランニング	12：30～14：30
相続・事業承継設計	15：30～17：30

試験問題の法令基準：平成22年4月1日の時点ですでに施行（法令の効力発行）されているものを基準とします。（6月試験、11月試験とも同じです。）

(2) 試験形式

試験形式は各課目ともすべて四肢択一のマークシート方式。試験時間は2時間で各50問です。

(3) 合格率データ

平成22年5月1日現在のCFP®認定者 16,795人

■平成21年11月試験 課目別合格率

	金融	不動産	ライフ・リタイア	リスクと保険	タックス	相続・事業承継	6課目一括
受験者数	2,215名	1,961名	2,245名	2,273名	2,183名	2,077名	257名
合格者数	720名	820名	820名	897名	791名	755名	16名
合格率	32.5%	35.9%	36.5%	39.5%	36.2%	36.4%	6.2%

■6課目全課目一括受験者の全課目合格率の推移

実施	H18.11	H19.6	H19.11	H20.6	H20.11	H21.6	H21.11
受験者数	339名	404名	332名	385名	335名	267名	257名
合格者数	25名	31名	23名	51名	17名	24名	16名
合格率	7.4%	7.7%	6.9%	13.2%	5.1%	9.0%	6.2%

2 . A F P 試験との比較

(1) 課目別合格

C F P 試験は課目合格制を採用しており、各課目50問の出題となっています。問題数から判断しても、A F P 試験（2級F P 技能検定）に比べ、深い知識と応用力が必要と考えられます。言い換えれば、単に暗記する学習は通用せず、実務にも通ずる知識や能力が問われるということです。また、出題範囲・制限時間から考えて、満点をとるための学習は大変に困難といえます。したがって、合格するために必要な試験対策を効率的に行うことが重要です。

なお、課目別試験といっても、A F P 試験（学科）ほど各分野の線引きがはっきりしているわけではないので、A F P 試験の6分野とは異なる、C F P 試験の出題範囲を意識しておく必要があります。

(2) 合格点が未公表

A F P 試験の合格基準は、学科・実技ともに60%と公表されています。しかし、C F P 試験の合格ラインは未公表であり、毎回の合格点も発表されていません。

課目ごとの合格率にはバラツキがあるものの毎回約30%前後で推移しています。C F P 試験合格のための判断基準として、自分の成績が全受験生に対し上位3割以内の位置を確保できているかを目安に学習することが肝要です。

そのためには、難解な問題を解くことよりも、誰もが解ける問題を落とさずに、短時間で正解に導く力を備えることが重要です。

(3) 実務的な出題

A F P 試験は学科・実技という出題形式の違いから、学科（四択）で基本用語や数字の正誤問題による知識の確認、実技（記述）で計算問題を中心にした出題という棲み分けが行われていました。一方、C F P 試験は全てマークシート方式による四択問題の形式となっていますが、その中で煩雑な計算問題も多数出題されます。

単に公式や数字を覚えていれば解けるという内容ではなく、数式等については問題文で与えられた状態から正しく使いこなせるかどうかを問う、非常に実務的な計算が多く出題されています。また、文章の正誤問題についても、制度概要を問うような内容ではなく、詳細な特例まで含めたアドバイスを適切に行えるかどうかという視点に立った問題が出題されています。

3 . C F P 試験を目指す方へ

(1) 効率的な合格への戦略：課目選択

C F P 試験の出願は課目ごとの申し込みであるため、自分の学習ペースに合わせて受験課目を選択することが可能です。もちろん、6 課目一括受験で短期合格を勝ちとる方もいます。その場合は、試験の難易度が上がっている現状を考えると、半年の間に相当程度の時間を確保しなければなりません。

最近では、多くの受験生が同時に複数課目の学習を行っています。この場合、やみくもに課目を選択するのではなく、他の分野との関わり合いを意識しながら、組み合わせを考えるとよいでしょう。

一般的には、どの分野とも関係の深い「タックスプランニング」や「ライフプランニング」の学習を先行させておくと、後々の学習を効率的に進めることができます。また、2 日間にわたる試験のため、試験日の関係から課目を選択することも考えられます。

(2) 合格への戦術：出題傾向分析

長文

A F P 試験と比較して、設例・選択肢ともに長文化の傾向にある C F P 試験は、全ての情報を限られた時間内で精読してから解答する時間の確保は困難です。問題文から読み取るべきキーワードや正誤に影響しやすい文章パターンをあらかじめ知っておかなければ、その場での読み取りは難しいと考えられます。

詳細

法令や制度において基本となる部分を確認する問題ばかりではなく、特例的な（場合によっては実務上も稀な）細かい内容を聞かれることもあります。多岐にわたる特例や時限的な経過措置などを全て把握しておくことは不可能なので、出題の可能性が高い論点を取捨選択する作業が大切です。

実務

単に公式や条文を覚えているかどうかを問う内容ではなく、その知識を実務においてどのように使いこなすかが問われます。間違えずに解答するためには、制度背景の理解とともに周辺分野との関わり合いを知っておくことも必要となります。

(3) 合格への秘訣

基本となる A F P の知識

設問の質・量とも A F P 試験を上回る C F P 試験ではありますが、当然のことながら A F P で学習した知識が基礎となります。実際の出題には A F P の知識で対応できる問題もあり、他の受験生との競争である点を考えると、基本的な論点を取りこぼしてはいけません。また、A F P 試験で学習した内容が、C F P 試験の他の分野で出題されることもあります。

解答に辿り着くテクニック

制限時間のある C F P 試験においては、知識だけではなく、素早く解答に辿り着く技術も必要になります。特に計算問題は、与えられる資料が膨大であるため、解法を思いついても短時間で結論に到達できない場合があります。そうならないためには、普段から電卓を使った効率的な計算方法を訓練しておくことが大切です。また、満点をねらう試験ではないため、問題を見た段階でどの程度の手間がかかるかを判断し、効率的に得点する力を身につけましょう。

最新の情報・実務的な思考

A F P 試験と同様に、過去問題の演習や分析が最大の試験対策であることは言うまでもありません。しかし、C F P 試験では実践的な知識を重要視しているため、過去問題だけでは対応しきれない最新の情報も出題されます。それらの膨大なテーマの全てに個人で対応することは大変な労力を必要とします。

なお、A F P 試験後の時間が経過している方にとっては、税金や社会保険などの制度改正について、最新のルールを必ず確認してください。

現在のC F P 試験の出題傾向を考えると、知識の差だけではなく技術の差が大きく合否に影響します。結果として、一昔前のような独学による試験対策は時間的に遠回りになってしまう可能性が高いと考えられます。

C F P 講座を利用した効率的な対策によって、短期合格を獲得していただければ幸いです。

4 . C F P の過去問題

金融資産運用設計：金融商品取引法

問題 4 7（設問 A） / 【平成21年度 第 1 回試験問題】

「犯罪収益移転防止法」に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる数値と語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

平成 2 0 年 3 月 1 日に「犯罪収益移転防止法」が施行されたことに伴い、従来、金融機関に本人確認を義務付けていた「本人確認法」は廃止されたが、金融機関が行う本人確認の内容は基本的に変わっていない。そのため、例えば個人の顧客が預金口座を開設する場合や（ア）万円を超える大口現金取引をする場合などには、運転免許証等の公的証明書などにより、氏名、住居および（イ）を確認する必要がある。また、平成 1 9 年 1 月 4 日から、顧客が（ウ）万円を超える現金振込を行う場合にも本人確認を義務付けている。これにより、顧客は（エ）を通じた（ウ）万円を超える現金振込はできなくなった。

- | | | | |
|---------------|----------|---------|-----------------------|
| 1 . (ア) 2 0 0 | (イ) 年齢 | (ウ) 1 0 | (エ) 預貯金口座 |
| 2 . (ア) 2 0 0 | (イ) 生年月日 | (ウ) 1 0 | (エ) 現金自動預払機 (A T M) |
| 3 . (ア) 3 0 0 | (イ) 年齢 | (ウ) 2 0 | (エ) 預貯金口座 |
| 4 . (ア) 3 0 0 | (イ) 生年月日 | (ウ) 2 0 | (エ) 現金自動預払機 (A T M) |

正解：2

【コメント】

金融商品に関する諸法令の問題は、毎回数問ずつ出題されている。特に、改正が行われたものについては出題の頻度が高く、金融業界の憲法ともいわれる「金融商品取引法」をはじめ金融機関と顧客の関係を規定する法令の出題が多い。C F P 試験は、A F P 試験のように概要を問う設問ではなく、実務上必要な知識が具体的に選択肢として並ぶ。

問題 3 4（設問 C） / 【平成21年度 第 1 回試験問題】

土地の有効活用に関連する一般的な建築基準法の容積率等の特例について、C F P 認定者が説明した次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1 . 駐車場の床面積は、原則として、建築物の各階の床面積の合計の 5 分の 1 を限度として、容積率の計算上の延べ面積に算入しない。
- 2 . 建築物の地階（天井が地盤面上 1 m 以下のものに限る）の住宅部分の床面積は、その建築物全体の床面積の 5 分の 1 を限度として、容積率の計算上の延べ面積に算入しない。
- 3 . 敷地面積が一定規模以上で、その敷地内に一般に開放される広場や歩道などの空き地を有する場合は、一定の要件の下に、特定行政庁の許可を受けて、容積率や高さ制限の緩和を受けることができる。
- 4 . 一定の用途地域内の住宅を含む建築物の場合に、敷地面積と道路に面する空き地が一定規模以上である場合は、一定の要件の下に、特定行政庁の許可を要せずに、延べ面積に対する住宅の床面積の割合に応じて容積率の緩和を受けることができる。

正解：2

【コメント】

建築基準法などの重要な法律については、実務的かつ時事内容を盛り込んだ問題が頻出となっている。このような問題への対策は、広範な情報の中から取捨選択が必要となるため、独学での対応は難しいと考えられる。また、テキストや過去問題の分析だけでなく、新聞やニュースなど日常における情報収集の意識も大切だろう。

ライフプランニング・リタイアメントプランニング：老齢基礎年金

問題 38（設問 B） / 【平成21年度 第1回試験問題（改題）】

森野俊治さんは、現在 59 歳である。60 歳から P D 社に再雇用で勤務してそのまま厚生年金に加入し、2 年後（62 歳の誕生月）に退職した場合、65 歳から受ける老齢基礎年金の年金額（ア）と老齢厚生年金に加算される経過的加算の額（イ）の組み合わせとして、正しいものはどれか。

< 森野俊治さんの年金加入歴 >

・昭和 24 年 8 月 3 日生まれ

昭和 48 年 4 月～昭和 51 年 3 月まで（3 年間）：厚生年金（P C 社）

昭和 51 年 4 月～60 歳に達するまで（33 年 4 ヶ月）：厚生年金（P D 社）

< 老齢基礎年金 >

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{(\text{保険料納付月数} + (\text{保険料免除月数} \times \text{負担に応じた割合}))}{480 \text{ 月}}$$

< 特別支給の老齢厚生年金 >

定額部分：1,676 円 × 1.000 × 被保険者期間の月数 × 0.985

報酬比例部分：省略

< 老齢厚生年金 >

年金額 = 報酬比例部分 + 経過的加算

経過的加算 = 定額部分の額 - 老齢基礎年金相当額（20 歳から 60 歳までの厚生年金の被保険者期間にかかる額）

なお、定額部分には 20 歳未満や 60 歳以降の厚生年金加入期間も含まれる。

1 . (ア) 759,100 円 (イ) 39,905 円

2 . (ア) 759,100 円 (イ) 39,621 円

3 . (ア) 719,500 円 (イ) 39,905 円

4 . (ア) 719,500 円 (イ) 39,621 円

正解：3

【コメント】

年金額の計算は、頻出の論点となっている。出題傾向として、基本計算式を暗記することにより簡単な計算を行うタイプではなく、計算式が与えられた状態で正しい計算が出来るかどうかを問う形式となっている。表面的な知識ではなく、実務に即した知識を問う設問が多い C F P 試験では、しっかりと制度の本質を理解しておく必要がある。

タックスプランニング：医療費控除

問題 3 1（設問 B） / 【平成21年度 第 1 回試験問題】

多川さんの妻（専業主婦）は、平成 2 1 年 8 月に長男を出産した。出産に要した費用および平成 2 1 年中に受け取った金額が下記のとおりである場合、多川さんの平成 2 1 年分の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、多川さんの給与所得の金額は 3 3 0 万円であり、給与以外の所得はないものとする。

< 多川さんが妻の出産に関して平成 2 1 年中に負担した費用 >	
平成 2 1 年 1 月から 8 月までの診療費および分娩費で産婦人科医に支払った金額	7 3 万円
出産時の産婦人科医院までの妻が乗ったタクシー代	1 万円
< 多川さんが妻の出産に関して平成 2 1 年中に受け取った金額 >	
健康保険組合からの家族出産育児一時金	3 8 万円
親戚、友人からの出産祝い金	5 万円
勤務先からの慶弔金	2 万円

- 1 . 1 9 0 , 0 0 0 円
- 2 . 2 4 0 , 0 0 0 円
- 3 . 2 5 0 , 0 0 0 円
- 4 . 2 6 0 , 0 0 0 円

正解：4

【コメント】

医療費控除に関する設問は、毎回出題されている。文章による正誤ではなく、簡単な計算問題となっているが、医療費控除の具体的な例を理解していれば比較的対応しやすい問題と考えられる。このテーマも単なる制度理解ではなく、実務上で扱いそうな項目を整理しておくことが正解のポイントだろう。